

長期療養を必要とする疾病により定期接種を受けられなかった方への
接種機会の確保について



対象になる方で定期接種を希望される場合は、主治医と相談のうえ、必ず接種を受ける前に、健康づくり課へお問い合わせください。

● 対象者

長期にわたる療養を必要とする疾病にかかるなどの特別な事情があったことによりやむを得ず定期接種を受けることができなかった方

【特別な事情とは】

- 1.厚生労働省が定める疾病にかかった場合
※ 別紙「予防接種法施行規則で定める疾病一覧」
- 2.臓器の移植を受けた後、免疫機能を抑制する治療を受けた場合
※ やむを得ず、定期接種を受けられなかった場合に限りです
- 3.医学的見地に基づき 1 又は 2 に準ずると認められるもの

● 対象期間

長期療養などの特別な事情がなくなった日から 2 年以内
(高齢者肺炎球菌は 1 年以内)

● 対象となるワクチン

BCG・四種混合・ヒブ・小児肺炎球菌・B型肝炎・不活化ポリオ・三種混合・水痘・麻しん・風しん・麻しん風しん混合・日本脳炎・HPV(子宮頸がん予防)・二種混合(ジフテリア・破傷風)・5種混合・高齢者肺炎球菌

【年齢制限のあるワクチン】



ワクチンの種類	接種上限年齢
BCG	3歳(4歳の誕生日の前日)まで
小児肺炎球菌	5歳(6歳の誕生日の前日)まで
ヒブ	9歳(10歳の誕生日の前日)まで
四種混合	14歳(15歳の誕生日の前日)まで
5種混合	14歳(15歳の誕生日の前日)まで



裏面もご覧ください

【ワクチン接種を受けるまでの流れ】

燕市役所



- ① 健康づくり課健康推進係へ問い合わせます（窓口、または電話）
- ② 主治医に記入を依頼するための「理由書」を市から受け取ります



医療機関



- ① 主治医に「理由書」の記入を依頼します
※「理由書」の作成に係る費用は、申請者の負担となります



燕市役所



- ① 健康づくり課健康推進係へ「理由書」を提出します
※理由書をもとに審査を行います。審査には1週間程かかります
- ② 審査後、接種を認定された場合は理由書を記入された主治医には「実施依頼書」を、申請者（保護者様）には実施依頼者を送付したことをお伝えする通知を送付します



医療機関



- ① 認定後、医療機関にワクチン接種の予約をして接種を受けてください

- ・「理由書」の記入をした医療機関以外で接種される場合には、接種医の医療機関へ「実施依頼書」が必要かをご確認いただき、必要な場合には下記へご連絡ください。
- ・予診票、接種券がお手元にはない場合には、下記へご連絡ください。

《お問い合わせ先》

〒959-0295

新潟県燕市吉田西太田 1934 番地

燕市役所 健康福祉部健康づくり課 1階 13・14番窓口

電話 0256-77-8182